

受動喫煙防止対策について

都における現在の取組

「健康増進法」施行(平成 15 年 5 月)
厚生労働省健康局長通知(平成 22 年 2 月)



受動喫煙防止ガイドライン (平成 16 年制定・23 年改正)

【基本的な考え方】

- 健康影響を防止し、誰もが快適な公共空間と職場環境
- 喫煙者と非喫煙者の相互理解の促進
- 都民及び施設管理者の自主的な取組を促進
- 公共の場及び職場での積極的な対策を促進

【内容】

- 公共の場所は、原則として禁煙
- 施設の種類、態様や利用者のニーズ等に応じて喫煙可能区域設定可

現在の取組

健康影響に関する普及啓発

- 都民・未成年者向けリーフレット
- 九都県市共通ポスター

飲食店や職場における取組推進

- 飲食店等の分煙・禁煙店頭表示用ステッカー
- リーフレット、ハンドブック
- 研修会(飲食店・企業)の開催

(参考) 飲食店の受動喫煙対策状況調査(平成 25 年度)

対策の状況	H20	H25
全面禁煙	8.0%	21.3%
50 席以上	10.6%	23.6%
20 席未満	9.1%	27.1%
分煙	14.6%	21.6%
50 席以上	42.3%	47.7%
20 席未満	6.0%	6.4%

対象：4,000 店
回収：1,061 店
回収率：26.5%

国内の状況

都内区市町村の状況

路上・歩行喫煙禁止条例等

23 区 16 市 1 村で制定(罰則は 10 区 8 市)

他県の状況(検討経緯)

神奈川県 条例制定(平成 22 年 4 月)

学校・病院・官公庁等は禁煙、飲食店等は禁煙又は分煙
罰則規定あり・適用なし
19~20 年度 検討会 6 回開催、施設・県民意識調査実施
知事と県民、事業者との意見交換会 7 回開催
20 年 12 月 条例素案発表
21 年 1 月 県議会に提出、内容大幅修正
21 年 3 月 可決

兵庫県 条例制定(平成 25 年 4 月)

学校・病院・官公庁等は禁煙、飲食店等は喫煙可
罰則規定あり・適用なし
22~23 年度 検討会 9 回開催、飲食店等アンケート調査実施
23 年 1 月 県議会に提出(検討会での内容を大幅変更)
23 年 3 月 可決

京都府 受動喫煙防止憲章策定(平成 24 年 3 月)

21 年度 検討会 4 回開催
23 年度 がん対策会議たばこ部会設置
実態調査(府民・事業所)実施
24 年 3 月 たばこ部会が憲章策定 → 自主的な府民運動
25 年 5 月 受動喫煙防止対策連携協定締結

大阪府 (条例案取り下げ)

24 年度 検討会 4 回開催、推進・慎重派 5 団体ヒアリング
25 年 5 月 府議会に提出したが、飲食店等のガイドラインが未整備のため、調整が進まず取り下げ

山形県 (条例制定方針を撤回)

25 年度 検討会 4 回開催
26 年 3 月 知事が条例制定の方針を撤回

諸外国の状況

	根拠	内容	罰則
イングランド	法	【禁煙】官公庁、医療施設、教育施設、飲食店等	有
フランス	法	【禁煙】官公庁、医療施設、教育施設 【分煙】飲食店等	無
イタリア	法	【禁煙】医療施設 【分煙】官公庁、教育施設、飲食店等	有
アメリカ ニューヨーク市	条例	【禁煙】官公庁、医療施設、教育施設、飲食店等	有

※テラス席や路上において喫煙可能

(参考) オリンピック開催都市の状況

	根拠	内容	罰則
北京	条例	【禁煙】医療施設、教育施設 【分煙】官公庁、飲食店等	有
ソチ	法	【禁煙】官公庁、医療施設、教育施設 飲食店等は対象外	有